

公募型プロポーザル方式による受託者公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作委託業務について、次のとおり公告する。

参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和5年10月10日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務内容等

(1) 業務名

茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作業務

(2) 業務の目的

県が指定する伝統工芸品（以下、「県伝統工芸品」という。）及び県が認定する伝統工芸士（以下、「県伝統工芸士」という。）について、広く認知度向上及び県工芸品の販売促進を図る。

(3) 業務の内容

ア ウェブサイトの制作

県伝統工芸品及び県伝統工芸士を紹介するウェブサイトの制作

イ リーフレットの制作

ウェブサイトを周知するためのリーフレットの制作

ウ ウェブサイトの維持管理

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有するものであること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。
- (7) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、提出された企画提案書により、下記(2)の評価基準に基づいて審査する(プレゼンテーションは実施しない)。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②デザイン性・効果	提案内容にデザイン性がみられ、かつ、効果が期待できるものか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④実施体制	職員配置などの体制やスケジュールが事業を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤同種業務の実績	同種業務の実績はあるか。
⑥総合評価	企画提案から受ける全体的な印象・期待度はどうか。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地場産業振興室

電話：029-301-3585 FAX：029-301-3599

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和5年10月10日(月)から10月31日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

ウ 交付方法

イにおいて直接交付する。又は、茨城県物品調達役務入札情報サービスシステムからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikai/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html>)

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局あて事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和5年10月31日(火)午後5時まで(期限必着)

イ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残るものとする)に限る。

エ 留意事項

企画提案書等の受付時間は午前9時から午後5時まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日及び正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合には、令和5年10月31日(火)までに到着したものを有効とする。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本委託業務にかかる委託契約書作成の要否：要
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類等は返却しない。
- (4) プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しない。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積書を徴取し、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で決定する。
- (7) その他の詳細については説明書による。